

# 憲法改憲の語彙

## シリーズ 識者に聞く

自民党改憲案は、憲法で保障された基本的人権を制約する根拠となる「公共の福祉」について「意味が曖昧（あいまい）」だなどとして、「公益及び公の秩序」に置き換えていました。現行憲法はどう変更させるものなのか。埼玉大学准教授の中川律さんに聞きました。（聞き手・中川亮）

### 基本的人権の制約

人権制約とは、憲法上保障された人権であっても無制限に認められるのではなく、社会で共存する他人の人権との関係で相互の衝突を避けるために行われるものです。

#### 必要性や合理性

自民党は概念があいまいだと思います。しかし実際、憲法学

埼玉大学准教授 中川 律さん

## 「公の秩序」で広範囲に

なかがわ りつ  
1980年生まれ。明治大学大学院法学研究科博士後期課程退学。専門は憲法学・教育法学。主に米国を比較対象として教育と憲法との関係について研究。

改憲案では、13条の「幸福追求権」の規定で、「個人として尊重」を「人として尊重」に書き換えています。「個人」が尊重されず、国家が求める「人」と

#### 国家権力が調査

これは裏を返せば「迷惑をかけるもの」と國家が判断すれば制約できると読みます。国家が「公益」と考えるものに対し、異を唱える街頭でのデモや集会などの表現活動が大幅に制約されることになりかねませ

ん。こうした活動は大にやがては「迷惑」と受け取られることもあります。しかし、民主主義社会にとってその表現活動は大きな意義を有すると判断し、保務として、式典での国歌斉唱の努力を積み重ねてきました。

自民党改憲案は「基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではない」としています。人権制約がこれまでの「公共の福祉」よりも広い範囲で、抽象的な「国家の利益」のため、より簡単に正当化される恐れがあります。

改憲案では、21条の「表現の自由」の中で、「公益及び公の秩序」を書く活動や結社を「認められない」と明記したことです。自民党は「公の秩序」の意味として「平穏な社会生活のこと」「人々の社会生活に迷惑をかけてはならない」ことをだと説明しています。

そして重大なことは、21条の「表現の自由」の中では、「公の秩序」を書く目的の団体や個人であるかどうか、国家

権力が調査することを広く認めるという問題です。いわゆる公安警察活動の拡大を正当化する条文だと見えます。警察の目が光れば、表現活動をためらう人が増え、萎縮効果が働き、大変怖い社会になると危惧します。

自民党改憲案は、個人の尊重を基軸に、人権保障のために国家権力を構成するという近代立憲主義とは、根本的に相違いません。市民ではなく、国家のための「憲法改正」にばかりま